

実費弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県トライアスロン連合（以下「法人」という。）実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の支給対象)

第2条 実費弁償の支給対象となる者は、次の各号に掲げる通りとする。

理事、監事、職員、その他法人の運営に関する重要な事項により理事会の求めに応じて出席した者（専門委員等）

(実費弁償の種類及び支給額)

第3条 実費弁償の種類は、以下のものを対象とし、実費を後日精算として弁償する。

- (1) 法人のために要した会議等に出席した際の交通費（ただし、県外からの移動に限る）
- (2) 法人のために要した印刷代、備品等

(その他の実費弁償)

第4条 前条に定めるもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(請求方法)

第5条 第3条の請求は自己申告の上、書面にて事務局に提出する。

- 2 請求書面は別途書式とする。但し、必要事項を満たしていれば任意の書式でも可とする。
- 3 請求時期は以下の通りとする。

本規程第3条（1）及び（2）については、法人指定の経費等精算書を1週間以内に提出し、四半期ごとに締め、翌月末日までに経費精算書に記載の指定の口座に入金する。

(支払い)

第6条 第5条の請求に基づき、出納責任者は財務担当理事の権限委任により精算業務を行うこととする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、理事会での議決により施行し、2026年4月1日から適用する。

以上